

第 892 回 千葉県がんセンター研究所集談会

(2024年度遺伝子組換え実験教育訓練講義)



演題: 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (カルタヘナ法) について

Outline of “Act on the Conservation and Sustainable Use of Biological Diversity through Regulations on the Use of Living Modified Organisms” (Cartagena Act)

演者・所属: 山本 祐士 先生

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室 専門職

日時: 令和6年10月10日(木) 午後2時~午後3時

場所: 千葉県がんセンター事務研修棟2階 大会議室

要旨: 遺伝子組換え生物等の使用等に当たっては、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 (カルタヘナ法)」に基づき、適切に実施する必要があります。使用等については、カルタヘナ法において、環境中に遺伝子組換え生物等が拡散することを防止するための措置 (拡散防止措置) を執らない『第一種使用等』と、実験室内などで拡散防止措置を執る『第二種使用等』に分けており、省令・告示等で更に具体的に遵守すべき事項を定めています。今回は、法令の概要や必要な手続き等について、不適切な取扱いの事例を交えながら御説明します。また、ゲノム編集技術により得られた生物等の取扱いについても御説明します。

受講状況を確認するため、必ず、受講者名簿に自筆で署名してください。
多数の御来聴、御討論をお願いいたします。